

中山間地域農村共同活動支援事業実施要領

第1 趣旨

農村、特に中山間を中心とした地域においては、過疎化や農業従事者の高齢化が進行し、農地や農業用水等の地域農業資源の維持管理や、農業生産面での相互補完、生活面での相互扶助といった集落機能が低下しつつあり、地域資源の維持・保全のみならず、国土や環境の保全に支障をきたしてきている。

「中山間地域農村共同活動支援事業」は、中山間地域の農村において、集落機能の低下に伴い適切な保全管理が困難となってきた水田や農業用水等の地域資源と農村環境の保全を図るため、集落共同で直営施工により農業用排水路等の整備や保全・管理作業などを行う活動などに対して支援するものであり、事業の実施については、「福島県農業農村整備事業補助金交付要綱」（平成15年4月1日付け15農総第202号）（以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領により適正に実施するものとする。

第2 事業の内容

- 1 本事業は、農業用排水路や農道など地域資源の適切な保全管理を目的とした調査や計画策定と、それら施設の整備や維持管理・補修作業などを直営施工により行う活動や、農家及び地域住民による集落機能の維持・活性化を目的とした振興策やPR等に必要な資料を作成するための活動に対して支援する。
- 2 本事業の実施主体は、土地改良区、水利組合、行政区、その他農林事務所長が適当と認める団体とする。
- 3 本事業は、中山間地域において実施する活動に対して支援するものとする。ただし、中山間地域等直接支払事業の対象地域、及び農地・水・農村環境保全向上活動支援事業の実施地域を除く。
- 4 本事業により支援する農業用排水路等の維持管理・補修作業は、受益面積が概ね2ha以上、または関係戸数5戸以上の施設における活動とする。
- 5 本事業の実施期間は平成20年度から22年度までの3カ年とし、1地区2カ年の継続実施を原則とする。

第3 事業の実施等の手続き

- 1 本事業を実施しようとする事業実施主体は、「事業実施計画書（様式第2号）」を作成し、「事業実施計画認定申請書（様式第1号）」に添えて、市町村長及び農林事務所長を経由して知事に申請するものとする。
- 2 知事は、前項の「事業実施計画認定申請書」の提出があったときは、その内容について審査を行い、本事業を実施するのが適当と認めた場合は、その事業実施計画を認定し、「事業実施計画認定書（様式第3号）」により、農林事務所長及び市町村長を経由して事業実施主体へ通知するものとする。

3 前項により認定を受けた「事業実施計画」の内容を変更する必要がある場合は、「事業実施計画変更認定申請書（様式第1-2号）」を提出するものとし、その手続は第3の1及び2に準じて行うものとする。

第4 事業の推進指導

本事業を適正かつ円滑に実施するため、農林事務所、市町村等は密接な連携を図りながら事業を推進するとともに、事業主体への指導等を行うものとする。

第5 助成措置

県は、予算の範囲内において第3の2により認定した事業について、別に定める「補助金交付要綱」により補助するものとする。

第6 報告等

事業実施主体は、「実施状況報告書（様式第4号）」を作成し、当該年度の実施状況を翌年度の4月末日までに、市町村長及び農林事務所長を經由して、知事へ提出するものとする。

また、事業完了の翌年度以降2年間にあつては、本事業により維持管理や整備・補修等を行った用排水路等の保全管理等に関する活動状況について、上記に準じて知事へ報告するものとする。

第7 事業実施の確認

農林事務所長は、「事業実施計画書」に記載されている事業の実施状況について、確認を行うものとする。

第8 その他

1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 「ともに育むうつくしま里づくり事業（村の応援団）実施要領」（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

中山間地域農村共同活動支援事業実施要領の運用

(平成20年4月1日)

中山間地域農村共同活動支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）の運用については、以下のとおりとする。

第1 実施要領第2の3関係

要領第2の3における「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村とする。

- (1) 過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域
- (2) 山村振興法の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域

第2 実施要領第3関係

- (1) 本事業は以下の活動等に対して支援するものとする。
 - ①農業用排水路や農道等の適切な保全管理を目的とした現況調査および維持管理計画の策定。
 - ②集落機能の維持・活性化を目的とした振興策やPR等のための資料作成。
 - ③県産木材・石材や、自然環境・生態系に配慮した資材等を用いた農業用排水路や農道等の整備、補修。
 - ④農村景観を保全するために実施する農業用排水路等の整備や保全・管理作業。
 - ⑤農業用排水路の維持管理や整備・補修に伴う動植物の一時的な移動・移植等の保護活動。
 - ⑥農業用排水路等の維持管理や整備・補修にあたり、住民参加を促すために行う啓発・広報活動。
 - ⑦農業農村整備事業により造成された施設の維持管理や整備・補修作業、あるいは水田等の保全に係る共同作業であって、農林事務所長が特に認めたもの。
- (2) 本事業による補助金の使途範囲は以下によるものとする。
 - ①材料費： 木杭、石材、砕石、生コン、型枠材料、コンクリート2次製品等
 - ②種子・苗木代： 植栽のための種子、球根、苗木や肥料代
 - ③車輛借上費： バックホウ、トラック等の借上げに要する費用やリース料
 - ④運転手賃金： バックホウ、トラック等の運転資格者への賃金
 - ⑤作業器具購入費： 草刈鎌やスコップ等の作業器具代
 - ⑥機械燃料費： 作業に使用する車輛等の燃料・油脂代
 - ⑦会場設置・借上費： テント等による会場設営に要する費用や、活動に関する打合せに使用する会場使用料

- ⑧会議費： 会議における茶菓代
- ⑨看板設置費： 活動に伴う案内や、整備・補修における安全確保のために設置する看板に要する費用
- ⑩印刷・製本費： 活動のPR等を目的としたものに限る
- ⑪設計料： 専門家による水路等の整備・補修の設計に要する費用
- ⑫現場指導謝礼金： 水路等の整備・補修作業に対する建設会社社員等による現場指導に対する謝礼金
- ⑬保険料： 水路等の維持管理や整備・補修作業における労務保険、ボランティア保険

第3 実施要領第3の3 関係

要領第3の3における「事業実施計画」の内容を変更する必要がある場合とは、以下に該当するものとする。

- (1) 活動内容の追加あるいは、廃止。
- (2) 活動内容における代表数量（整備、維持管理・補修する用排水路や農道などの延長、受益面積、関係戸数など）の3割以上の増減。

第4 実施要領第4 関係

本事業を効果的に実施するには、地域住民の理解と共同活動への積極的な参加が重要であることから、農林事務所及び市町村は、実施要領第3の1に定める「事業実施計画書」の策定段階から、事業実施主体に対して地域の話し合いが行われるよう指導等に努めるものとする。